「外国企業投資環境の向上と外国企業投資誘致力の拡大に関する意見」

を公表（国務院）

2023 年 8 月 15 日
JETRO 北京事務所

2023 年 8 月 13 日、国務院は、「**外国企業投資環境の向上と外国企業投資誘致力の拡大に関する意見**」を公表した[1]。

同意見は、国務院から、各省、自治区、直轄人民政府、国務院各部委及び各直属機関向けに発出された意見であり、国内外の二大情勢を踏まえ、市場化、法治化、国際化された一流のビジネス環境を構築し、超大規模市場である中国の優位性を最大限に発揮し、外国企業投資をより活発かつ効果的に誘致・活用することで、全面的な開放の推進と社会主義現代国家建設へ貢献することを求めている。

同意見は、６分野 24 政策措置からなり、「四．外国企業投資保護の継続的強化」の分野中に、知的財産に関する２つの政策が挙げられている。

四．外国企業投資保護の継続的強化
（九）　略
（十）　知的財産権の行政保護を強化する。特許権侵害紛争の行政審判制度を改善し、行政審判の執行を強化する。展示会における知的財産権ワークステーション[2]の活用、展示製品の著作権、特許権、商標権などの知的財産権の申請受付、侵害防止のための効果的な措置の提供など、各地域の知的財産権保護を支援する。医薬品・医

[1] 国务院　「国务院关于进一步优化外商投资环境加大吸引外商投资力度的意见」2023 年 8 月 13 日公布
https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm

[2] 「国家知识产权局关于印发《展会知识产权保护指引》的通知」（2022 年 8 月 29 日）によれば、「展示会における知的財産権ワークステーション」は、展示会主催者が展示会会場での設置を要求される専門部署で、主として、展示会における知的財産に関する苦情、紛争調整及び相談に対応する。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-07/27/content_5703113.htm

療消耗品の調達における知的財産権の保護を強化し、調達活動に参加する企業に対し、特許法その他の法令に違反しないことを独自に約束することを義務付ける。知的財産権紛争に関わる製品については、関連部門は連絡・協議を強化し、法令に基づき調達活動を実施する。知的財産権部門の行政判決や人民法院の有効判決により特許侵害が認められた製品については、調達の拒否や落札資格の取り消しなどの措置を適時に講じる。

（十一）　知的財産権の行政執行を強化する。外国企業の知的財産権侵害を断固として取り締まり、地域横断的・連鎖的な侵害に対する特別な執行措置を実施する。知的財産権の迅速かつ協調的な保護のメカニズムを改善し、法に基づき、明確な事実と確実な証拠を有する案件の処理を迅速化し、法執行のオンライン・オフライン統合メカニズムを確立・改善し、手続要件を適切に簡素化する。

（十二）・（十三）　略

（以上）